

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 11 月 22 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

仁井田 2 部地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 9 月 17 日（当初作成）

平成 28 年 10 月 18 日（第 1 回目見直し）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 0 経営体

個人 13 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

地域内は担い手農業者の減少及び高齢化が進み、今後、耕作放棄地が発生する危険性がある。これを防止するために、農業者が個々に農機具を買い揃えるのではなく、共同利用による経営の合理化を促進し、水稻においては、ライスセンター方式による法人経営化を模索していきたい。

また、近い将来、約 140ha の耕地面積を 5～10 名程度の農業者で耕作せざるをえない事態が到来することを想定して、農地の集積化、団地化を図るために地域ぐるみ（農地所有者全員）で協力体制を整備し、合理的な土地利用を図って参りたい。